

令和7（2025）年度 岡山県庁インターンシップ実施要領

この要領は、岡山県庁インターンシップへの参加を希望する学生に向けて、申込方法及び守っていただく必要がある事項を記載したものです。事前にご確認いただき、十分理解した上で申込みを行ってください。

1 岡山県庁インターンシップへの参加申込み

（1）申込方法

岡山県電子申請サービス上の応募フォームに必要事項を入力し、提出してください。

＜岡山県電子申請サービス＞

○応募フォームURL

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48588

○スマートフォン用二次元コード



（2）申込期間

令和7（2025）年6月13日（金）から7月11日（金）まで

（3）申込要件

以下の事項をすべて満たす方のみ申込みいただけます。

- ・ 大学、短期大学または大学院に在学中の者（卒業年次の者を除く）
- ・ 岡山県庁の仕事に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意志がある者
- ・ 以下に定める事項について同意できる者
 - ① 岡山県は、インターンシップに伴う交通費等、いかなる経済的負担も行わない。
 - ② インターンシップ生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
 - ③ インターンシップ生は、岡山県職員としての身分を有しない。

- ④ インターンシップ生は、実習時間中、岡山県職員が遵守すべき法令、条例、並びに岡山県総務部人事課長及びインターンシップ生の指導、監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。
- ⑤ インターンシップ生は、岡山県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- ⑥ インターンシップ生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- ⑦ インターンシップ生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。
- ⑧ インターンシップ生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- ⑨ インターンシップ生が、故意又は過失により上記④～⑥の規定に反する行為を行ったときは、インターンシップ生はこれにより岡山県及び被害を受けた第三者に対して責任を負わなければならない。

《注意事項》

- ・ 岡山県電子申請サービス以外の方法での申込みは受け付けておりません。
- ・ 応募フォームの各項目について、間違いがないよう正確に入力してください。特にメールアドレスは間違いのないよう、よく確認してください。
- ・ 所属する大学等を通じて申し込む必要はありません。個人で直接申込みをしてください。
- ・ 申込みは必ず本人が行い、一人1回限りとしてください。複数回の申込みや何らかの不正が確認された場合には、参加決定後であっても取り消します。
- ・ 申込時に入力した情報については、岡山県庁インターンシップの円滑な実施及びその関連情報の提供のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

2 実習コースについて

今年度の実習コースは、別添「2025年度岡山県庁インターンシップ募集一覧表」のとおりです。実習地や実習期間、実習内容や望ましい学部等をご確認いただき、希望するコースを選択してください。実習コースは第3希望まで選択できます。（第2希望と第3希望の選択は任意です。）

《注意事項》

- ・ 希望するコースは、全日程に確実に参加できるコースのみとしてください。参加決定後に辞退となった場合には、他の応募者に変化がもたらされます。
- ・ 申込者多数の場合は、書類選考により参加者を決定します。
- ・ 申込後に、やむを得ず参加できない事情が発生した場合には、速やかに岡山県人事課評価班（086-226-7489）までご連絡ください。

3 参加者の決定について

申込者には、参加の可否及び実習コースについて、申込時に入力したメールアドレスにメールで通知します。通知の時期は、7月末頃を予定しています。

4 参加決定後にお願いしたいこと

- ・ 参加決定した方には、別途、実習に当たって遵守すべき事項についての「誓約書」をメールでお送りしますので、印刷して自署で氏名を記入し、実習初日に提出してください。
- ・ 実習中に生じた事故等に備え、実習前日までに、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、加入者証等のコピーを PDF ファイルにして、または写真で撮影して、別途お知らせする方法により提出してください。
大学等によっては、事務局で保険のあっせん等を行っている場合がありますので、不明な場合は大学に問い合わせてください。
- ・ 参加決定した方には、ご自宅等で実習前日までに、岡山県庁インターンシップに関するオリエンテーションの動画を視聴していただきます。
- ・ 実習時の集合場所や服装等は、別途メールでご連絡します。
- ・ どうしてもやむを得ない事情により、参加を辞退する必要がある場合は、速やかに岡山県人事課評価班（086-226-7489）までご連絡ください。

5 その他

- ・ インターンシップ中のマスクの着用については、原則として個人の判断としますが、受入所属や受入の状況によりマスクの着用をお願いすることがあります。
- ・ 感染症やその他業務の状況等により、実習内容が変更される場合や実習が中止となる場合があります。